

宇土市震災復興計画 (第 1 期)

～みんなでつくろう！ 震災前より元気な宇土市！～

平成 2 9 年 3 月
宇土市

はじめに

平成28年4月14日及び4月16日に発生した熊本地震では、本市においても震度5強、6強というこれまでに経験したことがない激しい揺れに襲われ、甚大な被害が発生しました。震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々をはじめ被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

本市の被災状況としては、道路や水道管の破損、河川堤防の崩壊、1,700を超える家屋の全半壊、さらには、本来であれば防災拠点として機能しなければならない市役所本庁舎の大規模な破損などがあり、市民生活に甚大な影響を及ぼしました。加えて、農業用施設や市内立地企業の事業所・店舗が被災したことで、地域産業に大きな被害が出ており、震災による地域産業の衰退を長期化させない早期の対応が求められています。

また、6月20日から21日未明にかけて最大時間雨量136ミリを観測した豪雨災害に見舞われ、熊本地震で地盤が緩んでいたことも影響し、河川の決壊・氾濫、道路の損壊、農地への土砂の流入、山林の崩壊、土砂崩れや浸水による家屋の損壊など甚大な被害を受けました。この豪雨災害につきましても、熊本地震に起因する災害として迅速に復旧・復興を行っていくこととしています。

本市では最上位計画である第5次宇土市総合計画において、「みんなでつくろう元気な宇土市！」という将来像を掲げ、宇土市が「住んでみたい・ずっと住み続けたい」まちになることを目指し各種施策に取り組んでまいりました。震災により大きな被害を受けましたが、この目標については変えることなく、「みんなの力」で震災前よりさらに元気な宇土市をつくることを目指してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民、企業、市議会議員、有識者会議といった多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き本市の早期復旧・復興に向けご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

宇土市長 元松 茂樹

目 次

第1章 被災状況	4
1. 平成28年熊本地震及び6月に発生した豪雨の概要	4
2. 本市における被害状況（平成29年2月28日時点）	4
第2章 計画の概要	9
1. 計画策定の趣旨	9
2. 復旧・復興の基本理念	9
3. 計画期間及び他計画との関係	10
4. 計画の基本的方向性	11
5. 計画の策定・推進体制	12
第3章 復旧・復興に向けた取組み	13
1. 復旧に向けた早急な対応	13
(1) くらし・生活の再建	13
(2) 安心・安全なまちづくり	19
(3) 地域産業の再生	25
(4) 社会基盤の復旧	30
2. 創造的復興に向けて	36
(1) 安心して暮らせる生活環境の構築	37
(2) 地域産業の振興と賑わいの創出	37
(3) 災害に強い社会基盤の整備	38
(4) 震災の記憶・教訓の継承	38

第4章 着実な復旧・復興に向けて..... 39

1. みんなの協働による推進	39
2. 国，県，遠隔自治体など多様な主体との連携	39
(1) 国・県との連携	39
(2) 遠隔自治体等との連携.....	39
3. 復興財源等の確保	40
(1) 復旧・復興事業への重点化.....	40
(2) 国・県への働きかけ	40
4. 計画の進捗管理	40

第1章 被災状況

1. 平成28年熊本地震及び6月に発生した豪雨の概要

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方の深さ11kmでマグニチュード6.5の地震（前震）が発生し、宇土市では震度5強を観測しました。さらに、28時間後の4月16日1時25分、同地方の深さ12kmでマグニチュード7.3の地震（本震）が発生し、宇土市では震度6強というこれまでに経験したことがない激しい揺れを観測しました。

また、震災の傷が癒える間もなく、6月20日から21日未明にかけて、県内各地で1時間雨量100ミリを超える記録的豪雨が発生しました。宇土市では21日未明に最大時間雨量136ミリを観測しました。

避難所の状況については、最大で15ヶ所の避難所を開設し、4月16日午後8時時点で最大6,455人が避難所に避難しました。

【平成28年熊本地震の概要】

	前 震	本 震
発生日時	平成28年4月14日 21時26分	平成28年4月16日 1時25分
震源地	熊本県熊本地方 (北緯32.44度 東経130.48度)	熊本県熊本地方 (北緯32.45度 東経130.45度)
規模(マグニチュード)	6.5	7.3
最大震度	震度7(益城町)	震度7(益城町、西原村)
震度(宇土市)	震度5強	震度6強

【豪雨の概要】

発生日時	平成28年6月20日～6月21日未明
宇土市で観測された雨量	最大時間雨量136ミリ(6月21日未明)
その他	・6月20日21時50分 土砂災害警戒情報の発表 ・6月20日22時00分 宇土地区・走潟地区を除く市内全域に避難勧告を発令 (対象：8,854世帯／22,853人)

2. 本市における被災状況（平成29年2月28日時点）

(1) 人的被害

災害関連死を含む9人の方が亡くなった他、40人以上の方が負傷しました。

【人的被害状況】

(単位：人)

	死 者	重傷者	軽傷者	計
熊本地震	7	23	18	48
熊本地震に起因する 豪雨災害	2	0	1	3
計	9	23	19	51

注) 熊本地震の死者数は、災害関連死によるもの。

※宇土市調べ

(2) 家屋等被害

①り災状況

1,800 件以上の建物が半壊以上の認定を受け、一部損壊まで含めると、7,000 件以上の建物が認定を受けました。

【被害状況】

(単位：件)

	全 壊	大規模 半壊	半 壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊	計
熊本地震	126	177	1,436			5,442	7,181
熊本地震に起因する 豪雨災害	3	10	68	126	440	0	647
計	129	187	1,504	126	440	5,442	7,828

注) 本表は、り災認定件数をまとめたものです。ただし、床下浸水件数については、り災証明申請数が実数より少ないため、嘱託員調査件数を計上しています。

※宇土市調べ

②支援制度申請状況

それまで住んでいた家やアパートが損壊したことで、一時的な「すまい」を必要とする人、被災した建物等の解体が必要になった人が多数発生しました。それに伴い、下記のとおり、各種支援制度への申請が行われています。

【り災区分毎の申請状況】

支援制度	単位	り 災 区 分			避難指示	計
		全 壊	大規模半壊	半 壊		
応急仮設住宅	世帯	24	27	86	5	142
みなし応急仮設住宅	世帯	26	45	211	4	286
住宅の応急修理	件	7	24	511	0	542
被災建物等解体・撤去支援	件	78	109	414		601
	棟					982

注1) 応急仮設住宅については入居世帯数を記載しています。

注2) 被災建物等解体・撤去支援の棟数については、附帯建物等の解体・撤去も含まれるため、り災区分毎の内訳については算出不可

※宇土市調べ

(3) ライフライン被害

水道管破損等によって、網田地区の一部を除く市内全域で断水が発生し、最大で約10,000 世帯に影響が出ました。その後、4 月 24 日には全地区での断水を解消しました。

(4) 公共建物被害

市内の多くの公共施設が損壊しました。特に大きな被害を受けた施設については下記のとおりですが、軽微な損傷まで含めると、市内のほとんどの公共施設が被害を受けました。

【全壊～半壊相当の被害を受けた公共施設】

	施 設	主な被害状況	利用状況 (H29. 2. 28時点)
庁舎等	市役所本庁舎	4階部分を中心に大きな損壊、内壁の亀裂	利用不可 (解体済)
	網津支所	瓦屋根全体のズレ、柱の傾斜（最大1/20以上）、外壁の崩落	利用不可
福祉関連施設	宇土市老人福祉センター	屋根、外壁、窓の損壊等	利用不可
文化関連施設	市民会館	大ホール（ステージのぶどう棚、客席天井部分等）の損壊、会議室ガラス・壁面に亀裂	利用再開
生涯学習関連施設	中央公民館	外壁、内壁、天井の崩落	利用不可
	網津公民館	瓦屋根全体のズレ、柱の傾斜（最大1/20以上）、外壁の崩落	利用不可
スポーツ関連施設	宇土市武道館	天井の崩落、ガラス割れ、壁面に亀裂	利用不可
	宇土スポーツセンター体育館	基礎及びブレースの損壊	利用不可

※宇土市調べ

①庁舎等被害

市役所本庁舎と網津支所の建物が被災により利用できなくなりました。このため、行政サービスの一部を、本庁舎については、本庁舎駐車場の一部に建設した仮設庁舎及び終末処理場に、網津支所については、網津地区多目的研修施設横に建設した仮設庁舎に移転しています。

②福祉関連施設被害

宇土地区にある宇土市老人福祉センターが大きく損壊したため、利用できなくなりました。施設の建替え等には時間が掛かるため、現在、西部老人福祉センターに機能に移転しています。

③文化関連施設被害

市民会館の大ホールが、ステージにあるぶどう棚の損壊や客席天井部分の損壊等により利用できなくなりました（平成28年11月復旧）。宇土市立図書館についても、壁面の亀裂や本棚の転倒・損壊等により、2階部分の供用を中止し、1階部分のみ限定的に開館しました（平成28年11月全館供用再開）。

文化財の被害としては、市指定文化財である船場橋の欄干落下や輪石のずれ、同じく旧高月邸の表門破損、土壁落下などが発生しています。平成28年6月の豪雨災害では、国指定史跡の宇土城跡（西岡台）や市指定史跡の天神山古墳で土砂崩れが発生し、これらについても熊本地震による亀裂などに起因すると考えられます。これらの被害以外にも、多数の文化財で被害が確認されています。

④生涯学習関連施設被害

中央公民館、網津公民館が被災により利用できなくなりました。施設の建替え等には時間が掛かるため、現在、次のとおり臨時的に活動を再開しています。

中央公民館については、市役所防災棟を利用し、主催講座の開催や自主講座・会議等へ部屋の貸出等を行っています。網津公民館については、網津地区多目的研修施設の和室を利用し、公民館主催講座の開催と地区の会議等へ部屋の貸出を行っています。

⑤スポーツ関連施設被害

市民体育館（アリーナ）、宇土市武道館、宇土市スポーツセンター（体育館）については、地震による被害のため、現在も利用できない状態です。

また、網津地区多目的研修施設については、大きな被害はなかったものの、備蓄物資の一時保管場所として使用しているため、現在、利用できない状態です。

（５）市営住宅被害

入地団地１棟１階のピロティ柱が損壊し、全壊相当の被害があったため、入居していた１８世帯については退去を余儀なくされました。入地団地の他の居住棟、その他の市営団地についても、給水管の破損、外溝・道路の破損などが生じました。

（６）公共土木施設被害

市内全域での道路の沈下、舗装面の陥没や亀裂等が発生しました。また、中央線陸橋（田中会館～宇土シティ）については、橋脚の損傷により通行止めとなりました（平成２８年８月２２日復旧）。また、熊本地震に起因する豪雨災害では、市内各地で道路への土砂流入やアスファルトの剥離等の被害が発生しました。

河川・水路については、熊本地震により船場川、大坪川、飯塚川等で護岸崩壊等が発生し、地震に起因する豪雨災害では、土砂堆積、氾濫、水路破損等が発生しました。

（７）産業被害

①商工業被害

市内の製造業においては、建屋の損壊や地盤の液状化等の被害が発生しました。小売業では、宇土市商店街などにおいて、店舗が全壊するなどし、営業を停止している事業所もあります。再建する場合の費用や、高齢化等による担い手不足も相まって、今後への影響が懸念されます。

②農林漁業被害

市内各地の田・畑において、法面崩壊、液状化、地割れ等が発生し、排水機場、農免道路、水路やため池といった公共施設にも被害が発生しました。

地震に起因する豪雨災害においては、海苔養殖業機械や柑橘施設への被害をはじめ、西部地区を中心に農林漁業に甚大な被害が発生しました。

また、漁場等への影響については、時間が経ってから判明する可能性もあるため、今後も長期的に状況を把握していく必要があります。

③観光業被害

熊本地震による直接的な被害に加え、長く続いた余震や風評被害のため、熊本県の観光産業は大きな被害を受けています。宇土市においても観光客減少等の影響が発生しています。

(8) 宅地等被害

花園台町の一部と神馬町の一部で土砂災害の恐れがあることが判明しました。

そのため、4月18日に花園台町の一部(67世帯87人)に対し、4月20日に神馬町の一部(4世帯13人)に対し避難指示を発令しました。その後、8月には県により長期避難世帯として認定され、平成29年2月28日時点で、13世帯42人の方が避難を余儀なくされています。

また、それ以外にも、宅地擁壁崩壊等による宅地被害が多数発生しました。

(9) その他

①災害廃棄物

7月までに市で処分を行った災害廃棄物は6,580トンでした。最終的には約66,000トンになると推計しています。

なお、8月以降は市が実施する被災建物等の解体・撤去によって発生する災害廃棄物についても処分を行っているため、解体・撤去が完了する(平成29年9月頃完了予定)までは、災害廃棄物が発生し続ける見込みです。

②教育関連施設

市内の幼稚園、小・中学校については、大きな被害はありませんでしたが、児童・生徒の安全の確保の観点等から、全ての学校・幼稚園で休校の措置を取りました。

また、学校の校舎や体育館等を避難所として開放したことから、開放が長期にわたった宇土小学校、鶴城中学校については5月に授業再開となりました。

なお、避難所として活用すべき市内の公共施設のほとんどが被災したことで、宇土小学校、宇土東小学校、鶴城中学校の3校においては、授業再開後から6月27日まで体育館に避難所を併設しました。

【市内小・中学校の休校状況】

休校開始日	授業再開日	小学校	中学校
4月15日	4月26日	走潟小学校、緑川小学校、宇土東小学校	住吉中学校、網田中学校
4月15日	4月27日	花園小学校、網津小学校、網田小学校	
4月15日	5月2日	宇土小学校	鶴城中学校

第2章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

熊本地震では、これまでに経験したことがない前震、本震の大きな揺れ、また、それに続く余震や地震に関連した豪雨災害により、市内多くの地域で甚大な被害が発生しました。私たちは、「迅速な復旧」「防災面を強化したまちづくり」「未来につながる創造的な復興」の実現に向けて協働して取り組む必要があります。

この宇土市震災復興計画（第1期）は、本市の早期復旧・復興を実現させていくための基本的な考え方を示し、市民、地域、企業、行政が総力を結集し一丸となって宇土市の復旧・復興を推進していくために策定するものです。

2. 復旧・復興の基本理念

宇土市の復旧・復興については、第5次宇土市総合計画で掲げた「みんなでつくろう元気な宇土市！」の理念を継承し、みんなの力で震災前よりさらに元気な宇土市をつくることを目指します。

また、復旧・復興の指針となる宇土市震災復興計画（第1期）の推進に当たっては、以下に示す3つの基本理念に基づいて、主要施策及び個別の復旧・復興の取組みを実施していくこととします。

基本理念

（1）元気な宇土市を取り戻すための、被災者に寄り添った迅速で効果的な復旧

（2）みんな（市民、地域、企業、行政）の協働による、災害に強いまちづくり

（3）「これからも選ばれる」まちを目指した、未来につながる創造的な復興

3. 計画期間及び他計画との関係

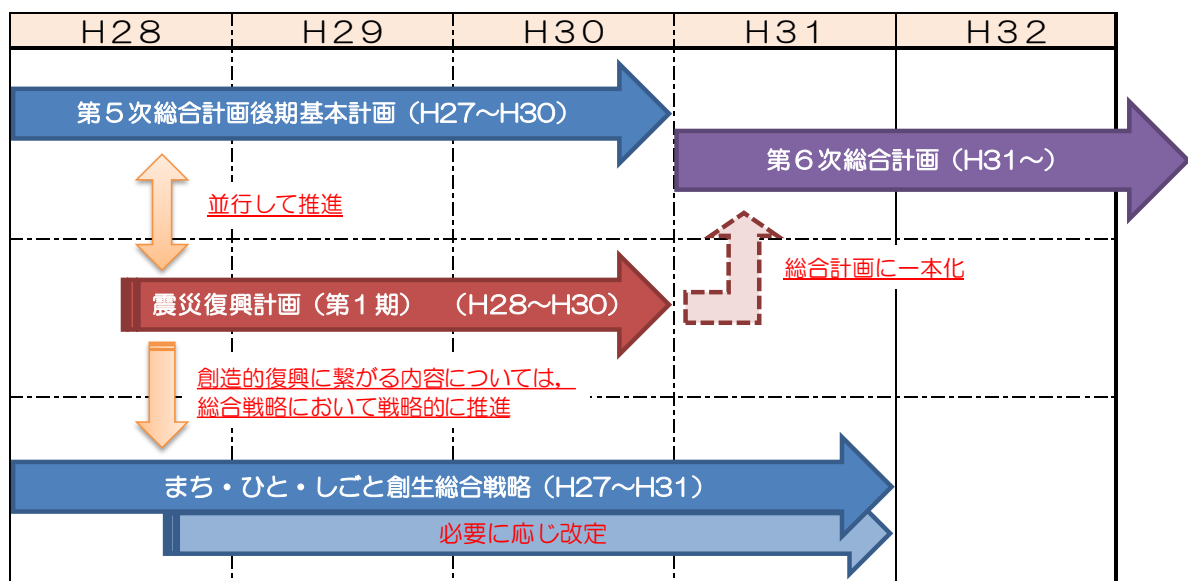
震災からの早期復旧・復興を目指すために、宇土市震災復興計画（第1期）の対象期間を平成28年度から平成30年度までとし、まずは震災前の状態を取り戻すための復旧に集中的に取り組めます。

しかし、震災からの復興のためには、長期的な視点を持って取り組むべき内容も多く、平成31年度以降も継続して復興に取り組んでいきます。

具体的には、平成30年度までは総合計画と震災復興計画を並行して推進することとし、平成31年度からは、市の最上位計画である総合計画に創造的復興に関する内容を盛り込むことで計画の一本化を図り、継続して復興に取り組んでいくこととします。

なお、第6次総合計画については、平成29年度から策定にむけた作業を開始することとしており、状況把握や情報・意見の収集を行うと共に、みんな（市民・地域・企業・行政）で策定を行っていく予定としています。

【計画期間及び他計画との関係】



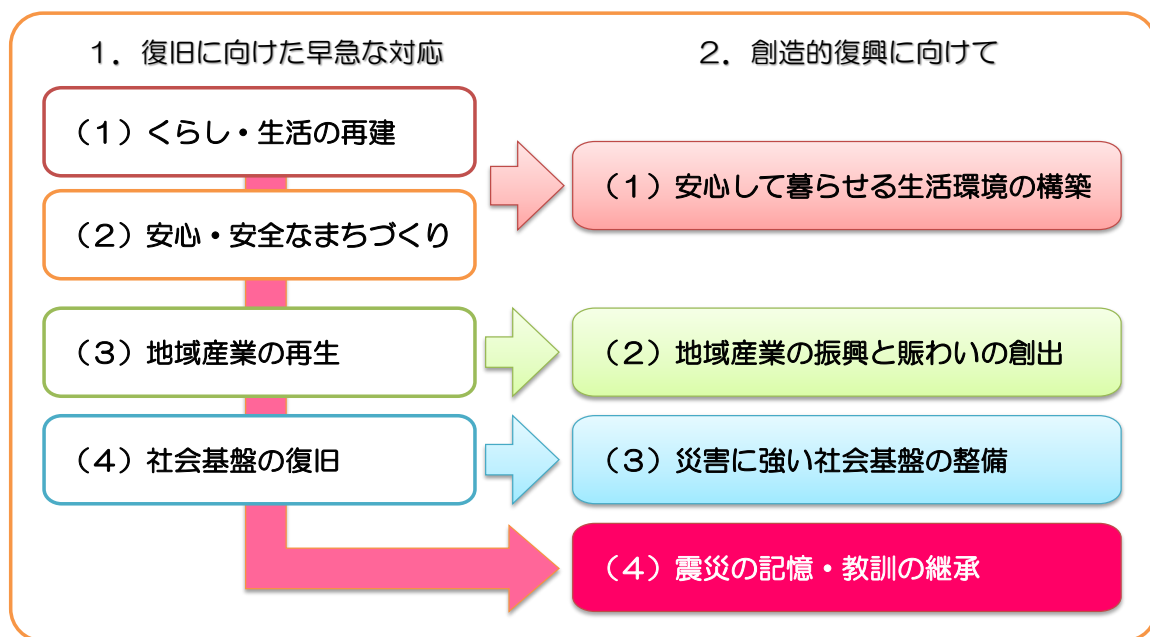
4. 計画の基本的方向性

宇土市震災復興計画（第1期）では、下記に示す復旧の主要施策に基づいて早期復旧に向けた取組を示します。復旧の取組と並行し、国・県の動向や復旧過程で見えてくる新たな課題も踏まえ、復興の取組を具体化していきます。

第1期となる本計画では、主に「1. 復旧に向けた早急な対応」の取組についてまとめています。

なお、創造的な復興に向けては、以下に示す4つの施策の柱に沿って取組を実施していくこととし、「復旧に向けた早急な対応」における取組を継続・発展させていく予定です。それに加え、震災の記憶や、震災対応等で得られた教訓を未来へとつなげることが重要であるため、「震災の記憶・教訓の継承」について、力を入れて取り組むこととします。

【計画の基本的方向性】

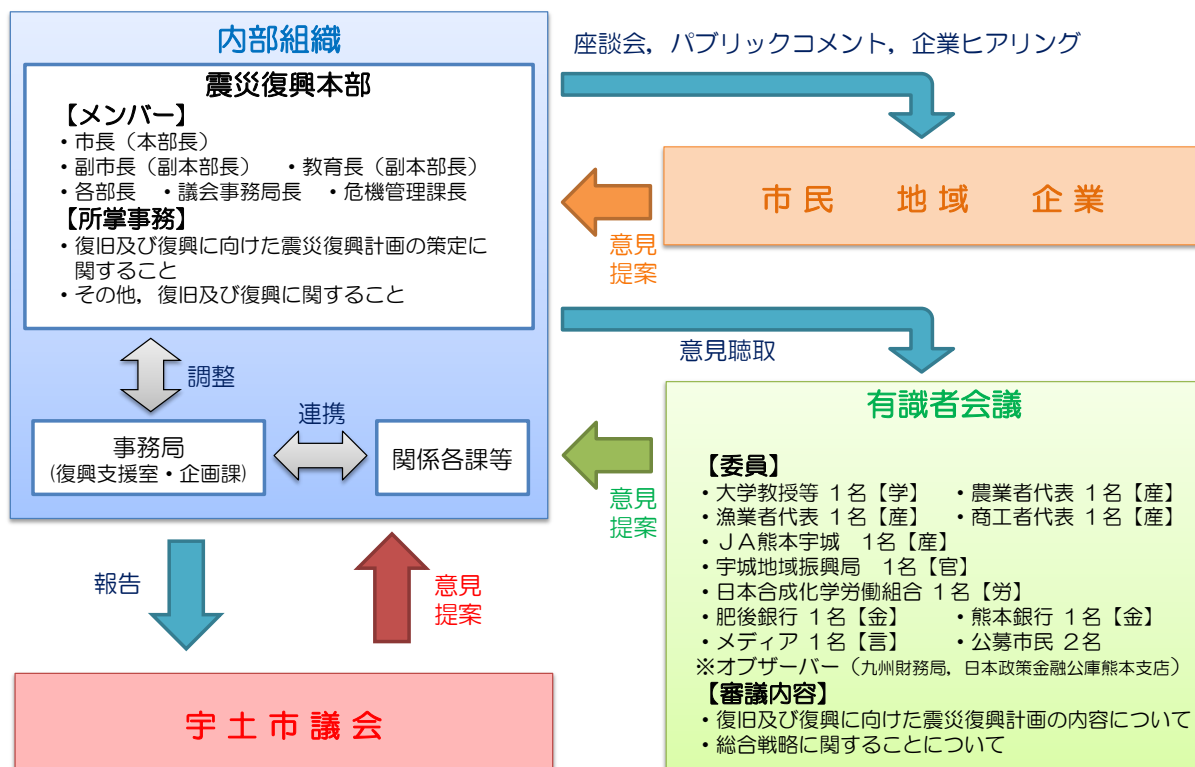


5. 計画の策定・推進体制

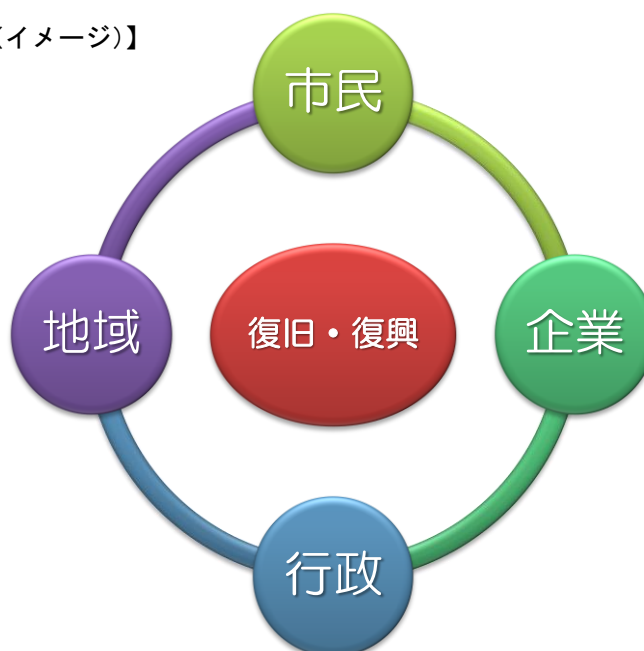
市長を本部長とする「宇土市震災復興本部」が中心となり、市の組織全体が復旧・復興の方向性を共有し、震災復興計画に示した取組みを着実に推進します。

さらに、復旧・復興の進捗状況等については、有識者会議や市民、地域、企業、市議会へ情報提供・報告を行い、連携を図りながら迅速に復旧・復興を行っていきます。

【策定・推進体制】



【推進体制（イメージ）】



第3章 復旧・復興に向けた取組み

1. 復旧に向けた早急な対応

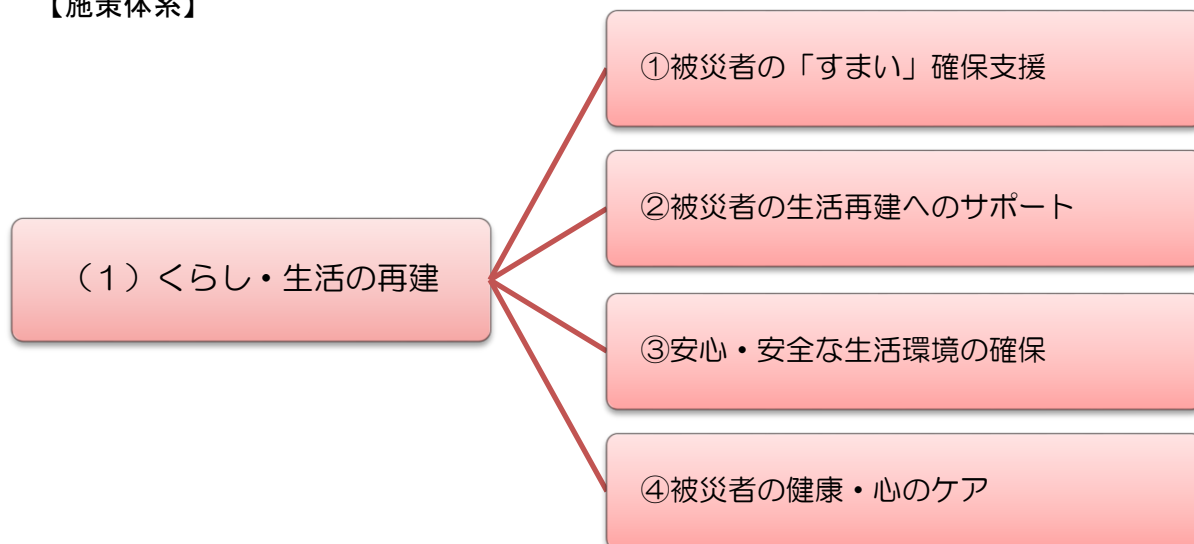
(1) くらし・生活の再建

震災からの復旧に向けて、まず被災前の生活を取り戻すことを第一に迅速に取り組んでいきます。被災者の生活拠点である住宅の支援については、住宅再建に向けた被災建物の解体・撤去支援をはじめ、応急仮設住宅の提供や、住宅の応急修理などで被災者のニーズに応じた支援を行っています。今後も、取組みを加速化させて早期の完了を目指します。

また、被災者生活再建支援金等による生活再建支援、地域包括ケアの体制づくりや通学路の安全確保といった安心・安全な生活環境の確保を行い、被災者が早急に日常を取り戻すことを目指します。

その他、被災者の健康・心のケアを行いながら、被災者の様々な課題解決のため、きめ細かな対応ができる体制を整備し、くらし・生活の再建を全面的にバックアップします。

【施策体系】



①被災者の「すまい」確保支援

市では、被災した建物等の応急危険度判定を実施し、余震等による二次災害の防止を進めました。また、発災直後の平成 28 年 4 月 26 日には「住宅対策班」を立ち上げ、住宅が被害を受けた被災者に対し、応急修理による住宅維持の支援や、応急仮設住宅の提供等による一時的な住居の提供を行いました。今後も引き続き応急修理等の支援を行うと共に、住宅の耐震化推進といった将来への備えも進めていきます。

【住宅の応急修理支援（復興支援室）】

- ・地震により半壊以上の被害を受けた住宅等について、日常生活に必要欠くことのできない部分であって緊急を要する箇所について応急修理を行い、被災者が可能な限り自宅で生活できるよう支援します。

【住宅の耐震化促進（都市整備課）】

- ・これからの地震被害を最小限に抑えるため、戸建木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。

【被災建物等の解体・撤去支援（復興支援室）】

- ・市民の安心な生活環境を確保し、被災者の住宅再建等を迅速に進めるため、危険な被災建物等の解体及び解体に伴い排出される廃棄物の撤去について、市が被災者に代わり実施します（平成 29 年 9 月頃完了予定）。

【宅地等の復旧（都市整備課，土木課）】

- ・被害を受けた民間開発の造成地をはじめ、宅地擁壁などの早期復旧に取り組みます。

【応急仮設住宅入居者への支援（復興支援室）】

- ・応急仮設住宅の入居期限は原則として 2 年以内に限られていることから、高齢者など住宅の自立再建が困難な人には、生活実態に見合った住宅支援を行います。

【災害公営住宅の整備（都市整備課）】

- ・被災者の恒久的な「すまい」を確保するため、被災者のニーズを確認しながら、災害公営住宅の建設を行っていきます（第 1 弾として、平成 30 年 3 月を目標に、市営境目団地内に 25 戸を整備予定）。

関連事業・取組（１）－①

名 称	概 要
宇土市被災建物等解体・撤去支援事業	・被災建物等（住宅・小屋・店舗等）の解体・撤去について、市が被災者に代わり実施する。
宇土市戸建木造住宅耐震診断事業補助金	・戸建木造住宅の所有者に耐震診断費用の一部を助成する。
宅地耐震化推進事業	・大規模地震により被災した、宅地造成地等を復旧し、造成地の安全性の確保を図る。

②被災者の生活再建へのサポート

市では、被災者が被災者支援制度の活用漏れがないよう、「熊本地震被災者支援制度について」という支援制度をまとめた冊子を作成し、窓口での配布や市ホームページでの公開等を行うことにより情報提供を行いました。

また、平成 28 年 4 月 26 日に立ち上げた住宅対策班において、被災者生活再建支援金の申請受付や、被災者の生活再建への相談に幅広く対応し、被災者の生活再建へのサポートを行ってきました。今後も、各種支援制度の申請漏れ等がないようにきめ細やかなサポートを行っていきます。

【被災者生活再建支援金等による生活再建支援（復興支援室）】

- 被災者生活再建支援金など、生活再建に関する情報については、発災直後から情報発信を行い、制度の利用促進を行っています。今後も、対象者の申請漏れ等がないようにきめ細やかに対応していきます。

【減免等による経済的負担の軽減】

- 対象者が居住する住宅の被害を受け、り災証明書の被害の程度等の条件を満たした場合、被災者の経済的負担の軽減を図るため各種減免等を行っています。

【減免等の状況】

減 免 等 の 対 象	担当課	減免等の期間
・ 保育所等（認可外を含む）の保育料 ・ 放課後児童クラブの利用料	子育て支援課	平成28年度中 （平成29年度の取扱い については調整中）
・ 幼稚園の保育料	学校教育課	
・ 後期高齢者医療保険料 ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担（窓口負担）	保険課	～平成29年9月
・ 国民健康保険税	税務課	
・ 介護保険料 ・ 介護サービス利用料	高齢者支援課	
・ 個人市民税 ・ 固定資産税	税務課	～平成30年3月
・ 災害に関する手続きに必要な各証明書の交付手数料	市民課	

※減免等の対象、減免等の期間については平成29年2月時点の状況です。

【経済的就学困難世帯への就学援助（学校教育課）】

- 熊本地震に起因して経済的に就学困難になった児童生徒の保護者に対して、現行の就学援助制度に準じて、就学に必要な費用の一部を援助します。

【地域支え合いセンターの設置・運営等（福祉課、健康づくり課）】

- 熊本地震における被災者の生活再建に向けて、安心な日常生活を支えるために、見守りや生活支援、地域交流促進等の総合的支援を実施するため、平成 28 年 10 月に「地域支え合いセンター」を設置し、運営を行っています。

【熊本地震に起因する離職者への支援（商工観光課）】

- ・ハローワーク宇城等関係機関と連携し、熊本地震に起因する離職者に対し、きめ細やかな情報発信等を行い、生活再建のサポートを行います。

関連事業・取組（１）－②

名 称	概 要
地域支え合いセンター設置・運営事業	・被災者に対する支援を一体的に提供する事業として宇土市社協に委託し実施する。
ふるさとハローワーク事業（市町村連携型）	・市とハローワークが連携し、専門相談員が求職者に対し職業相談及び職業紹介を行う等、きめ細やかな対応を行う。

③安心・安全な生活環境の確保

市では、安心・安全な生活環境を早急に取り戻すため、震災等によって発生した災害ごみの持ち込みの無料受入や、災害ごみ運搬用軽トラックを貸し出し、運搬用車両を持っていない被災者への支援を行いました。危険な被災建物等の解体及び解体に伴い排出される廃棄物の撤去については、市が被災者に代わって行っています。

今後は、被災建物等の解体・撤去について、実施スピードを加速させ、早急な完了を目指します。

また、高齢者をはじめとした被災者の孤立を防ぐため、地域包括ケアの体制づくりやコミュニティの再生・強化を進めていきます。

【被災建物等の解体・撤去支援（復興支援室）】 ※再掲※

- ・市民の安心な生活環境を確保し、被災者の住宅再建等を迅速に進めるため、危険な被災建物等の解体及び解体に伴い排出される廃棄物の撤去について、市が被災者に代わり実施します（平成 29 年 9 月頃完了予定）。

【地域包括ケアの体制づくり（高齢者支援課）】

- ・高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関などが、連携して支えていく地域包括ケアの体制づくりを進めます。

【応急仮設住宅のコミュニティ再生・強化（復興支援室、まちづくり推進課）】

- ・応急仮設住宅で安心して暮らしていけるよう、良好なコミュニティの再生・強化に向けて自治会などの活動支援や集会所施設等の整備を図るとともに、防犯対策の強化などに取り組みます。

【消費者トラブルの防止（商工観光課）】

- ・熊本地震発災後、震災に関連した消費者トラブルが相次いでいます。市では宇土市消費生活センターでの専門員による相談受付及び具体的なトラブル事例を定期的に広報紙へ掲載することで、被災された方の二次被害の防止に努めます。

【安心・安全な通学路の確保（学校教育課、復興支援室）】

- ・子ども達が安心して通学ができるよう、通学路に面する危険な被災建物等の解体・撤去を優先的に行うなど、通学路の安全確保に努めます。

関連事業・取組（１）－③

名 称	概 要
宇土市被災建物等解体・撤去支援事業	・被災建物等（住宅・小屋・店舗等）の解体・撤去について、市が被災者に代わり実施する。
熊本県消費者行政活性化事業補助金	・専門相談員が、消費者トラブルについてきめ細やかに対応する。

④被災者の健康・心のケア

発災直後には、震災による負傷者のケアを行うため、宇土地区医師会をはじめ全国各地から派遣された災害派遣医療チームと連携し避難所・救護所等で医療救護活動等を行いました。また、保健師・管理栄養士等が避難所を巡回し、被災者の健康状態の把握や、感染症、食中毒等の予防、食事指導等を実施しました。今後も、個別巡回訪問事業や健康相談支援事業等により、被災者の健康保持につながる活動を行います。

また、被災者は精神的な負担を抱えていることが多いことから、被災者の心のケアについても、早期発見、早期支援ができるような活動を行います。

【被災者に寄り添った健康支援（健康づくり課 他）】

- 被災者の生活再建に向けて、個別巡回訪問事業や定期的な健康相談支援事業の実施、並びに熊本県復興リハビリテーション事業の活用により、一人ひとりの状況に合わせた健康支援を実施します。

【市外避難者へのサポート（福祉課、復興支援室、健康づくり課）】

- 市外のみなし応急仮設住宅に越境入居している世帯のうち、特に支援が必要な世帯（高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯など）に対して、県内他市町村との連携による見守り活動等を実施し、被災者の孤立や支援不足が生じないようにします。

【被災者の心のケア対策（健康づくり課 他）】

- 被災者の孤立化防止及びこころの問題の早期発見ができる体制を整え、熊本こころのケアセンターと連携を図りながら、心のケア対策を実施します。

【児童生徒の心のケア（学校教育課）】

- 震災により傷ついた児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに取り組みます。

関連事業・取組（１）－④

名 称	概 要
宇土市地域支え合いセンター運営事業（被災地健康支援事業）	・被災者を個別に巡回訪問し、健康・食事相談、保健指導を実施する。 ・集会所等において定期的に健康相談、食事相談、口腔ケア相談を実施する。
熊本県復興リハビリテーションセンター事業	・介護予防及び生活不活発病予防を目的とした専門職による集団指導、相談対応、出前講座等を実施する。
熊本こころのケアセンター事業	・被災者への訪問や電話等による相談を行う。 ・心の健康等に関する普及啓発を行う。 ・被災者の支援を行う方への支援を行う。

(2)

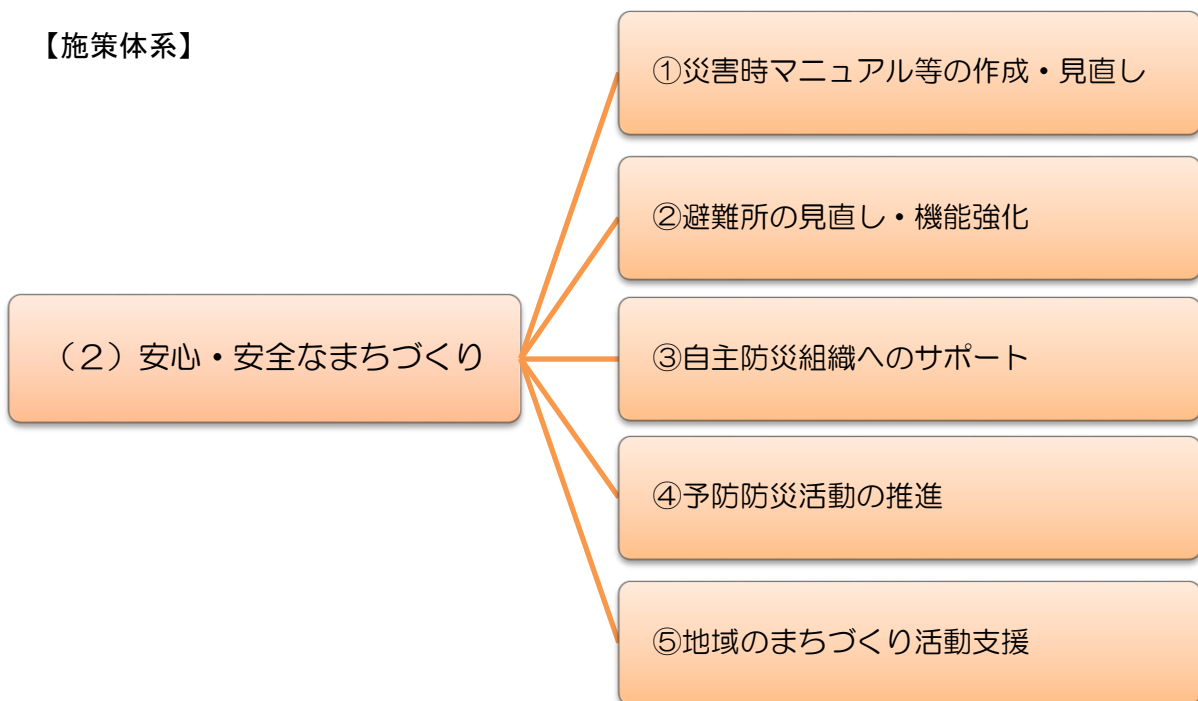
安心・安全なまちづくり

今回の震災ほど、地域コミュニティの大切さ・必要性を際立たせたものはありません。震災直後から避難所だけでなく、地域においても住民が互いに声を掛け合い、助け合いながら苦難を乗り越えてきました。

一方で、今回の熊本地震は想定範囲を大きく超えた未曾有の災害であったため、既存の計画やマニュアル等では対応できず、被災者ニーズに十分に 대응することができなかった部分もありました。

今後はこの教訓と経験を活かし、市民・地域・企業・行政が力を合わせ、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指します。

【施策体系】



①災害時マニュアル等の作成・見直し

今回の震災は、想定範囲を大きく超えた未曾有の災害であったことから、既存の災害時マニュアル等では対応ができず、多くの課題が見えてきました。

今後は、熊本地震における災害対応等を検証しながら、各種計画等の作成、見直しを進めていきます。また、各種計画等の作成、見直しに当たっては、災害種別ごと、地区ごとといった、条件の違いにも対応できるような内容となるよう努めます。

【熊本地震の検証（危機管理課 他）】

- ・熊本地震を教訓とするため、災害対策に関する検証を行い、将来起こりうる災害へ備えます。
- ・震災被害の実情や復旧・復興の過程で得られたノウハウ等を集積・共有し、今後、大きな災害が発生した場合の初動体制、避難所設置・運営体制等、緊急体制の整備に繋がります。

【地域防災計画の見直し（危機管理課）】

- ・県計画との整合性を図りながら、専門家等の助言、地域の実情などを踏まえ、実情に即した内容となるよう地域防災計画の見直しを行います（平成 29 年度から実施し、平成 30 年度に大幅見直し予定）。

【業務継続計画の作成（危機管理課）】

- ・災害発生時において、資源（人、物、情報等）が制約を受ける場合でも、市が適切かつ迅速に非常時の優先業務を遂行できるよう業務継続計画を作成します（平成 29 年度作成予定）。

【職員の災害対応能力の向上（危機管理課）】

- ・今回の震災対応を踏まえて初動マニュアルや受援計画等を作成し、平時から職員の災害対応能力の向上を図ります（平成 29 年度作成予定）。

【復興まちづくり計画の策定（危機管理課）】

- ・今回の震災により被災したまちを災害に強いまちへ再生するため、復興まちづくり計画を策定し、公共施設等の整備を図ります（平成 29 年度作成予定）。

関連事業・取組（２）－①

名 称	概 要
地域防災計画の見直し	・県地域防災計画及び熊本地震における課題等を踏まえ見直しを行う。
業務継続計画の作成	・災害時に市の資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合の対応をまとめる。
災害関連のマニュアル作成	・平時から職員の災害対応能力向上を図る。

②避難所の見直し・機能強化

復興計画策定のために実施した「まちづくり座談会」において、避難所や避難経路について多くの意見・提案が寄せられました。また、実際に運営を行っていく中で課題も多く見えてきました。今回の教訓を踏まえ、様々な災害や開設期間の長期化等にも対応できるように避難所の見直しや機能強化を行っていきます。

【避難所・避難経路の見直し（危機管理課）】

- ・地域防災計画の見直しの中で、避難所の指定及び運営方法の改善を図ります。
- ・避難所や避難場所への早急な避難ができるように、避難路の整備や避難経路の見直しを進めていきます。

【応急給水体制の強化（上下水道課）】

- ・応急給水に当たっては、地下水の有効活用により、速やかな飲料水の提供を行うとともに、災害の規模に応じて、自衛隊等からの給水車支援を要請し、給水車による補完的な給水拠点を設置するなど、応急給水体制を強化します。

【備蓄計画の見直し（危機管理課）】

- ・今回の震災対応における課題等を踏まえて、これまでの備蓄計画を見直し、備蓄倉庫や避難所等に必要な食料や保存飲料水、資材等の備蓄を進めます。

【避難所の機能維持・改善（危機管理課）】

- ・いつ避難所を開設しても適切な運営ができるよう、平時から避難所施設や設備・備品等の環境改善を進めます。

【福祉避難所の機能強化（福祉課、高齢者支援課、健康づくり課）】

- ・関係福祉施設と震災対応に関する意見交換等を実施し、避難者が安全で安心して生活できる福祉避難所の機能強化及び充実に取り組みます。
- ・災害時に要介護認定者の避難所を確保するため、介護保険施設等との協定締結に向けた協議を進めます。
- ・災害時に、一般の避難所での対応が困難な障がい者の避難場所を確保するため、障害者支援施設及び児童通所支援事業所等との協定締結に向けた協議を進めます。

【福祉避難室の確保（福祉課、高齢者支援課、危機管理課）】

- ・一般の避難所に、福祉避難所に近い機能を有したスペース（福祉避難室）を確保するよう取り組みます。

③自主防災組織へのサポート

これまでも各地域において自主防災活動が結成されていましたが，今回の震災対応を通じて，地域で地域を守る自主防災組織の必要性を再認識させられました。また，既存の自主防災組織についても，十分な機能を果たせなかったとの意見が，まちづくり座談会で挙げられました。

今後は，より実効性のある防災活動が行えるよう自主防災組織の結成・活動に対して支援を行っていきます。

【防災訓練の支援（危機管理課）】

- ・ 自主防災組織の役割を明確にするとともに，消防団との連携を強化し，地域での実践的な防災訓練を実施する等，活動を支援します。

【自主防災組織の結成支援（危機管理課）】

- ・ 自主防災組織が未だ結成されていない区において，その必要性を周知し，結成のための支援を行います。

【自主防災組織の統合・分割の検討（危機管理課）】

- ・ 高齢化や人口の多寡により運営が難しい自主防災組織については，より実効性のある防災活動ができるよう，組織の統合・分割を検討します。

④予防防災活動の推進

災害はいつ発生するか分からず、日頃からの備えが重要になってきます。そこで、総合防災マップの作成や、子ども達をはじめとした市民への防災教育等を通じて、積極的に予防防災活動の推進を行っていきます。

また、様々な情報媒体を活用し、これまで以上に、市民への啓発を行っていきます。

【総合防災マップの作成（危機管理課）】

- ・洪水や土砂災害、高潮、津波、地震などの自然災害情報や避難情報等を住民に分かりやすく周知するための総合防災マップを作成します（平成 30 年度作成予定）。

【子どもたちの防災意識向上（危機管理課，学校教育課，子育て支援課）】

- ・市内小中学校や幼稚園，保育所等で子どもたちの防災教育に取り組むほか，防災をテーマにした講座を行う等，様々な機会において防災意識向上のための取組みを充実します。

【公民館における防災教育の実施（中央公民館）】

- ・公民館において，地域防災対策・安全に関する講座を開催する等，積極的に防災教育を推進します。

【市民への啓発（危機管理課，まちづくり推進課）】

- ・市ホームページや広報誌等に防災に関する記事や，総合防災マップの情報を掲載し，市民への啓発を行います。また，Facebook や LINE 等の SNS の活用による情報発信の強化にも取り組みます。

【地域の要望に応じた支援（危機管理課）】

- ・地域から予防防災活動についての相談や要請があった場合，出前講座の開催などにより，積極的に地域の取組みを支援します。

関連事業・取組（２）－④

名 称	概 要
保育職員研修	・熊本県が行う防災研修への積極的参加を促す。
地域教育力活性化事業	・家庭教育の強化と地域社会の連携を目的として週末に体験活動等を実施する。
地区公民館生涯学習経費	・地区公民館成人講座・生涯学習講座を行う。

⑤地域のまちづくり活動支援

熊本地震によって、各地区の自治公民館等の地域活動の拠点が被害を受け、地域活動の場が減少しています。今後は地域コミュニティの再構築に向けて、自治公民館や住民活動に必要な施設等について復旧の支援を行います。

また、地区公民館活動や地域包括ケアの体制づくりにより、各地域におけるまちづくり活動の支援を行っていきます。

【自治公民館及び地域学習センター等の復旧支援（生涯学習課）】

- ・熊本地震によって被災した地域コミュニティを再構築し、市民協働による地域づくりに資するため、また、異常気象時などの緊急避難所としての機能を確保するため、行政区等が設置・運営する自治公民館等の復旧に向けた支援を行います。

【住民活動拠点への支援（まちづくり推進課）】

- ・震災で被害を受けた行政区の住民活動に必要な施設等について、復興基金での再建を支援します。また、必要に応じて宇土市まちづくり基金助成金の助成率・限度額を見直します。

【地区公民館活動の推進（中央公民館）】

- ・各地区公民館が、地域コミュニティの拠点となるよう、地域住民との協働で公民館活動を展開していきます。

【地域包括ケアの体制づくり（高齢者支援課）】 ※再掲※

- ・高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関などが、連携して支えていく地域包括ケアの体制づくりを進めます。

【地域消防力の機能回復の促進（危機管理課）】

- ・熊本地震によって被災した消防団のポンプ積載車格納庫・詰所について、建替え及び改修を行い、地域消防力の機能回復を促進します。

関連事業・取組（２）－⑤

名 称	概 要
地域包括ケア体制整備事業	・保健・医療・福祉・介護の関係機関で包括的なサービスを提供する体制を整備する。
地域教育力活性化事業	・家庭教育の強化と地域社会の連携を目的として週末に体験活動等を実施する。
地区公民館生涯学習経費	・地区公民館成人講座・生涯学習講座を行う。
自治公民館等整備補助金	・地域で設置・運営する公民館の整備について、市が費用の一部を補助する。
消防団詰所等再建支援事業	・消防団詰所及び消防車両格納庫の復旧事業を実施する。

(3)

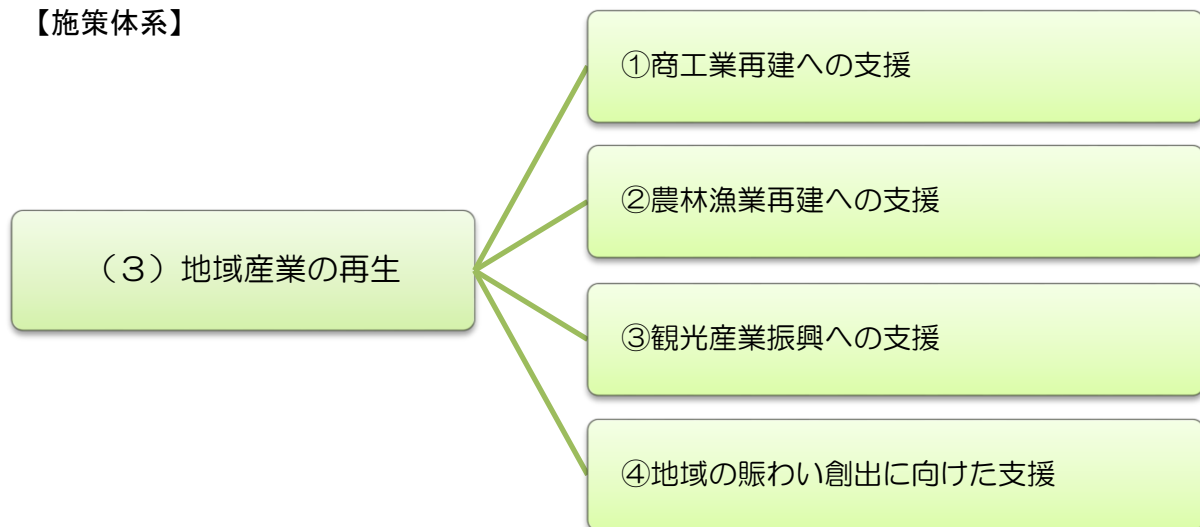
地域産業の再生

熊本地震によって、本市の産業の中心的役割を担っている中小企業をはじめ、農林漁業者等多くの事業者が被災し、地域経済に甚大な被害がもたらされました。

前震・本震の大きな揺れにより市内全域で商店や工場の建物や設備が被害を受けたことをはじめ、震災に関連した豪雨災害においては、西部地区を中心に農林漁業に甚大な被害を受けました。また、長期間続いた余震や風評被害の影響で、交流人口の減少も生じています。

被災による地域産業の衰退を長期化させないためにも、国及び県と連携しながら、産業再建支援策を活用した復旧に留まらない、早急な復興再建と賑わいの創出を目指します。

【施策体系】



①商工業再建への支援

熊本地震によって、本市の産業の中心的役割を担っている中小企業をはじめ、多くの立地企業が大きな被害を受けました。地域産業の衰退を長期化させないために、国、県その他関係機関と連携し、商工業の再建に向けた支援を行っていきます。

また、今回実施した企業アンケートにおいて、行政に求める支援として「正確で迅速な災害情報の提供」や「事業再建への資金面の支援」という意見が多く寄せられました。情報発信を強化すると共に、国・県の支援制度を活用しながら、復旧・復興の後押しを行っていきます。

【施設復旧等の支援（商工観光課）】

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（いわゆるグループ補助金）について、宇土市商工会と連携を図り、情報提供、さらには中小企業等グループが行う施設・整備復旧の支援を行います。

【災害復旧融資への助成（商工観光課）】

- ・災害復旧のために震災関連の融資制度（市が認めた融資制度に限る）を利用された中小企業に対し、その経済負担を軽減するための助成制度の制定を図ります。

【事業継続への支援（企画課、商工観光課）】

- ・立地企業の事業継続に向けて、復旧・復興支援制度等の情報提供を行うと共に、支援ニーズに応じた支援を行います。

【大規模建築物の耐震化促進（都市整備課）】

- ・これからの地震被害を最小限に抑えるため、大規模建築物の耐震改修を支援します。

【被災事業所等の解体・撤去支援（復興支援室）】

- ・事業者の負担軽減のため、被災した事業所や店舗等の解体及び解体に伴い排出される廃棄物の撤去について、市が被災事業者に代わり実施します。

関連事業・取組（３）－①

名 称	概 要
中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	・熊本県で被災した中小企業等グループが県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設復旧等の費用の一部を補助する。
小規模事業者持続化補助金	・持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の販路開拓の取り組みを支援するため、それに要する費用の一部を補助する。
平成28年熊本地震による災害の被害を受けた中小企業者に対する補助金交付制度の新設	・平成28年熊本地震により被災した中小企業が災害に起因して借り入れた融資（市が認めたものに限り）に対する利子相当額の一部を助成する。（例規制定予定）
宇土市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金	・大規模建築物の所有者に耐震改修費用の一部を助成する。（H29年度から実施予定）

②農林漁業再建への支援

熊本地震によって、本市の基幹産業である農林漁業に従事する多くの事業者が被災し、地域経済に甚大な被害がもたらされました。一日も早い復旧・復興が求められる中で、国、県その他関係機関と連携し、農林漁業の早期復旧を目指します。

【農業施設等の復旧支援（農林水産課）】

- ・被害を受けた農業用ハウス、農業用機械等の再建・修繕等を行う被災農業者に対し、「被災農業者向け経営体育成支援事業」等を活用した早期復旧を促します。

【農地の復旧支援（農林水産課）】

- ・液状化による沈下等の被害を受けた農地について、復旧に対する支援を行います。

【漁港及び漁場の復旧（農林水産課）】

- ・被害を受けた漁港について、適正な漁港施設の利用が図れるよう早期復旧に努めます。
- ・地震により影響を受けた漁場の改善や、水産業の活性化が図れるよう支援します。

【施設復旧等の支援（農林水産課）】 ※再掲※

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（いわゆるグループ補助金）について情報提供を行い、中小企業等グループが行う施設・整備復旧の支援を行います。

関連事業・取組（３）－②

名 称	概 要
被災農業者向け経営体育成支援事業	・被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設等を緊急的に支援する。
熊本地震被災施設整備等対策（強い農業づくり交付金）	・熊本地震の被害を受けた産地に対し、共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援する。
農地災害復旧単独事業	・熊本地震に伴う液状化による沈下等の被害を受けた農地に対し復旧に対する支援を行う。
中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	・熊本県で被災した中小企業等グループが県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設復旧等の費用の一部を補助する。

③観光産業振興への支援

熊本地震による直接的な被害に加え、長く続いた余震や震災による風評被害のため、熊本県の観光産業は大きな被害を受け、宇土市においても観光客減少等の影響が出ています。震災の影響を長期化させないように、県や天草・宇土半島地域といった広域の枠組みで連携しながら、観光産業振興への支援を行っていきます。

【観光名所の復旧（商工観光課）】

- ・宇土市の観光名所である、立岡自然公園・住吉自然公園・轟泉自然公園等の被害については、現在復旧を進めており、早期誘客に繋がるよう努めます。
- ・宇土市が管理する自然公園及び宇土城跡（城山）に設置している資料館等の施設の被害については施設利用者の利便性及び景観保護のため迅速な復旧に努めます。

【風評被害対策（商工観光課，企画課）】

- ・長く続いた余震や震災による風評被害のため、熊本県内、宇城・天草地域への来訪者数が減少しています。関係各所と連携して風評被害を払拭し、交流人口の増加を目指します。

【復興過程の活用（文化課，商工観光課 他）】

- ・「船場橋」や「旧高月邸」等の文化財が震災による被害を受けました。被災の状況や復旧・復興過程について、市外から宇土市を訪れる人に対する観光ツールとして活用するなど、マイナスをプラスに変える取組を検討します。

関連事業・取組（３）－③

名 称	概 要
自然公園復旧工事事業	・ がけ崩れ，土砂崩れからの復旧工事を実施する。
観光名所設置施設復旧事業	・ 各施設の屋根瓦葺き替え，行長像台座修繕，東屋修繕を行う。
震災対策事業	・ 市指定有形文化財「船場橋」や大太鼓収蔵館，網田焼の里資料館の復旧工事を行う。
震災対策事業・武家屋敷活用事業	・ 門内町武家屋敷「旧高月邸」の復旧工事及び施設の活用を行う。
史跡宇土城跡保存整備事業	・ 国指定史跡宇土城跡（西岡台）の復旧工事を行う。

④地域の賑わい創出に向けた支援

市役所本庁舎の損壊等で宇土市は被災地として全国的にも注目を集めました。集まった視線を宇土市の復旧・復興に繋げるため、ふるさと応援寄附金制度（ふるさと納税）の仕組み等を活用しながら、地域に賑わいを取り戻すための支援を行っていきます。

【ふるさと応援寄附金の返礼品ラインナップ充実（まちづくり推進課）】

- ・ふるさと宇土応援寄附金の返礼品ラインナップを増やすことで寄附者を獲得し、物産振興による市内経済への波及効果を目指します（平成 28 年 10 月からリニューアル実施中）。

【地域活性化イベントの支援（商工観光課）】

- ・宇土市商店街活性化推進協議会が中心商店街一帯で開催している、うと 100 円商店街（飛躍縁祭）をはじめとした地域活性化イベントの支援を行い、地域の賑わいの創出を目指します。

【有効な情報発信（まちづくり推進課、企画課）】

- ・市役所本庁舎の損壊をはじめとする宇土市の被害状況については、熊本地震の被害を象徴する地域として注目を集めました。今後は、力強く復興していく姿について積極的に情報発信を行い、宇土市への人の流れを増加させることを目指します。

(4)

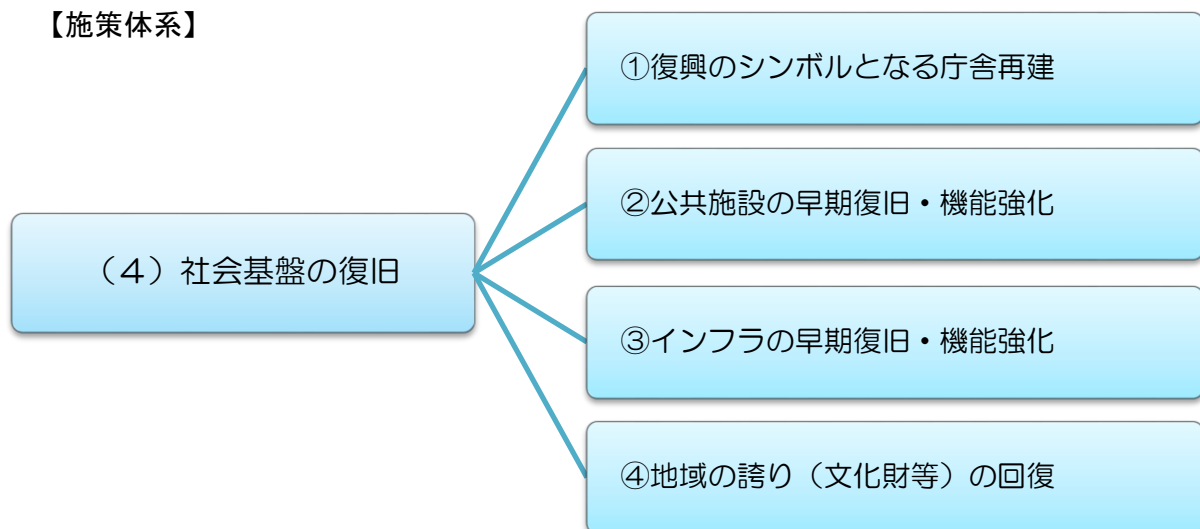
社会基盤の復旧

これまで経験したことがない大規模な地震により、多くの公共施設が被害を受け、行政・防災の拠点施設であり市のシンボルであった宇土市役所本庁舎が損壊しました。

また、市内一円で道路の損壊をはじめ、上下水道機能の不全など多くの生活インフラが被害を受けました。社会基盤の要である公共施設やインフラの損壊は、日常生活や産業にも大きく影響を及ぼすこととなりました。

被災からの早期復旧はもとより、今後は免震化や耐震化など災害に強い構造を推進するなど、防災機能の強化を目指します。併せて、自治公民館等の地域の活動拠点や、文化財、神社、仏閣等といった地域の誇りの回復についても支援していきます。

【施策体系】



①復興のシンボルとなる庁舎再建

熊本地震により市役所本庁舎が大きく損壊し、使用不能の状態となったことから、市民サービスの提供ができない、防災拠点としての役割が果たせない等、行政機能の大部分が一時的にマヒするという事態に陥りました。そして、損壊の状況が衝撃的だったことから、テレビの全国ニュースや新聞の全国紙等で大きく取り上げられました。

今後は、防災機能の強化や分散した行政組織を一カ所に集約するといった利便性向上も盛り込みながら、早急に庁舎の再建を進めていきます。それと併せて、庁舎が力強く復興していく状況について積極的に情報発信を行い、復興のシンボルとなる庁舎再建を進めていきます。

【庁舎解体工事への市民参画（環境交通課）】

- ・市役所庁舎の解体工事において、市民から回収した使用済み食用油（廃食油）を精製したバイオディーゼル燃料（BDF）を活用しています。この食用油を活用した解体工事を第1歩として、環境にも配慮した、市民参加型の庁舎再建を進めていきます。

【参考】庁舎建設の基本理念・基本構想

■市民の安心・安全の拠点となる庁舎

- ・災害時に安心して避難できるような避難所スペースを設置するとともに、即座に災害対策本部を立ち上げられる環境整備や情報の発信機能の強化を目指します。
- ・普段から市民が集い、防災についても学習することができるスペースの設置を目指します。

■利用しやすく親しみを感じる庁舎

- ・一般的な手続きで来庁された方が庁舎1階で極力手続きを済ませることができるようにします。
- ・多様な方にも分かりやすい案内表示を設置するとともに、お年寄りや障がいのある方、乳幼児を連れた方でも、安心して、気軽に利用できるような、段差の解消や多目的トイレ、授乳室の適正な配置など、人にやさしい環境整備を行います。

■まちづくりの拠点となる庁舎

- ・市民が日常的に集い交流を深める場として、コミュニティスペースを整備することで、市民同士がコミュニティを育むことができ、またコミュニティの種が生まれる場所となるような庁舎を目指します。
- ・市民が交流を深める場として、芸術作品等の市民ギャラリー・展示スペースなどの充実を目指します。

■環境にやさしい庁舎

- ・太陽光などの再生可能エネルギー等の活用により，温室効果ガスの排出を削減し，環境負荷の低減に努めます。
- ・自然採光を取り入れ，明るい庁舎となるよう庁舎全体の構造と配置等に配慮します。また，高効率照明器具や断熱・日射遮蔽性の高い素材等を採用するなど積極的に省エネルギー化に努めます。

今後のスケジュール

ステップ	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
基本構想							
基本計画							
基本・実施設計							
建設工事							
供用開始							
外構工事							

②公共施設の早期復旧・機能強化

熊本地震により、市内の多くの公共施設が被害を受け、利用の制限を余儀なくされました。住民サービスを震災以前の水準に戻すため、施設の早期復旧に取り組みます。復旧に当たっては、耐震性の強化など安全性はもちろん、利用者の利便性向上も考慮し、機能の強化を図ります。

【各公共施設における復旧等の概要】

施設名	復旧等の概要	現時点のスケジュール
網津支所	・ 網津地区の防災拠点として建設する防災センターに、網津支所を併設し、地域コミュニティの拠点としての機能を併せ持たせます。	・ H29年秋頃に建設完了予定
宇土市老人福祉センター	・ 本施設については、高齢者の生きがいづくりの場であったため建て替えを行います。 ・ 新たな施設はバリアフリーを重視するとともに、今後増え続ける高齢者が利用しやすい施設を目指します。	・ H29年度中に建替完了予定
中央公民館	・ 一日も早く利用者へサービスが提供できるよう、施設の建て替えを行います。 ・ 建て替えを進めるに当たっては、既存施設の有効活用による施設機能の一部代替も検討します。	・ 建替時期未定 ・ 市役所仮設防災棟で臨時的に活動再開中（H28. 9月から）
スポーツ関連施設	・ 被災したスポーツ施設の一日も早い復旧に取り組み、施設利用者へ適切なサービスを提供していきます。 ・ 宇土地域防災計画で宇土地区の避難所として指定されている武道館について、安全に利用できるよう、多目的な改修を行っていきます。	・ H29年度中に復旧完了予定
市営住宅	・ 被災した市営住宅の早期復旧に取り組みます。	・ H29年度中に復旧完了予定
図書館	・ 被災した施設の補修や耐震補強を行い、安心・安全な利用ができるよう取り組みます。	・ H29年度中に復旧完了予定
就業改善センター	・ 倒壊等による危険性の排除や一日も早い機能回復に取り組み、施設利用者等へ適切なサービスを提供していきます。	・ H29年度中に復旧完了予定

③インフラの早期復旧・機能強化

市民生活や事業所の事業活動に直結するインフラについては、早急な復旧が求められることから、発災直後から被災箇所の応急修理等を行い、震災による影響が最小限になるよう努めてきました。今後も、二次被害の危険性や施設の重要性等を考慮しながら、早期復旧に取り組みます。併せて、これからの水害による被害を抑えるため、河川改修等による水害対策についても取り組んでいきます。

また、災害に強い基幹系システム構築に向けたクラウド化や、被災者支援に活用できる「被災者支援システム」の本格導入といった、情報インフラの機能強化を行います。

【上下水道施設の早期復旧・機能強化（上下水道課）】

- ・被害があった上下水道施設については、市民の生活に直結する重要なライフラインとしての機能回復を図るため、上下水道の管路や施設の早期復旧に取り組みます。
- ・既設の上下水道施設の補強・耐震化等、災害に強い施設の整備・更新に取り組みます。

【公共土木施設の早期復旧（土木課）】

- ・被災した道路・河川・橋梁等の復旧に早期に取り組み、市民の安全で安定した生活を一日でも早く取り戻します。

【急傾斜地及びがけ地の早期復旧（土木課）】

- ・被災した急傾斜地やがけ地において、更に周辺住民に二次的被害を生じさせないため、復旧・補強に早期に取り組みます。

【情報インフラの機能強化（まちづくり推進課 他）】

- ・災害に強い基幹系システムを構築するため、次回更新時期（平成 32 年度）に向け、基幹系システムのクラウド化を実施します。
- ・これまで紙で管理していた各種台帳について、これからの災害による損壊を防ぐため、電子データでの管理を進めます。
- ・地方公共団体情報システム機構が無償提供している「被災者支援システム」を本格的に導入し、被災者支援に活用します。

関連事業・取組（４）－③

名 称	概 要
上水道（簡易水道）施設災害復旧事業	国庫補助事業により、上水道（簡易水道）施設の整備・更新を行い、機能強化を図る。
公共土木施設災害復旧事業（道路、河川、橋梁、下水道）	地震・大雨により被災した公共土木施設（道路、河川護岸、橋梁、下水道等）の復旧を行う。
災害関連地域がけ崩れ対策事業	激甚災害に伴い発生し、これを放置すると人家や公共的建物の倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事を行う。

④地域の誇り（文化財等）の回復

熊本地震によって、文化財や観光名所等の地域の誇りと言うべき施設についても多くの被害を受けました。地域の誇りを回復できるように早急な復旧を行います。

また、これまでの制度では支援が難しかった古くから地域で維持管理されてきた祠やお堂等の地域コミュニティ施設についても熊本県に創設された復興基金等を活用しながら、復旧に向けた支援を行っていきます。

【文化財等の復旧（文化課）】

- ・震災により被災した文化財の復旧工事を行います。
- ・復旧にあたっては、文化財が持つ本来の価値を損ねることの無いよう工法等を十分に検討するとともに、復旧の過程そのものも文化財の活用の一環と捉え、可能な限り途中経過を公開して、より多くの市民に文化財について知ってもらえるように取り組みます。

【観光名所の復旧（商工観光課）】 ※再掲※

- ・宇土市の観光名所である、立岡自然公園・住吉自然公園・轟泉自然公園等の被害については、現在復旧を進めており、早期誘客に繋がるよう努めます。
- ・宇土市が管理する自然公園及び宇土城跡（城山）に設置している資料館等の施設の被害については、施設利用者の利便性及び景観保護のため迅速な復旧に努めます。

【地域コミュニティ施設の復旧支援（文化課）】

- ・震災で被害を受けた祠やお堂等の地域コミュニティ施設について、地域住民が行う復旧を支援します。

関連事業・取組（４）－④

名 称	概 要
自然公園復旧工事業業	・ がけ崩れ，土砂崩れからの復旧工事を実施する。
観光名所設置施設復旧事業	・ 各施設の屋根瓦葺き替え，行長像台座修繕，東屋修繕を行う。

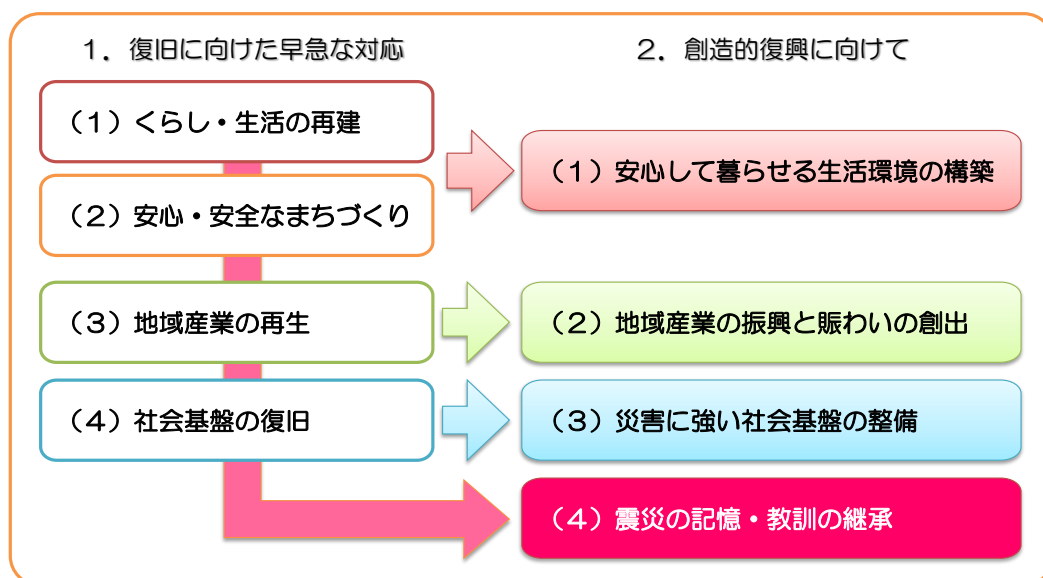
2. 創造的復興に向けて

これまで示した「復旧に向けた早急な対応」の実施と並行して、国・県の動向や、復旧過程で見えてくる新たな課題も踏まえながら、創造的復興に向けた取組みを具体化していきます。

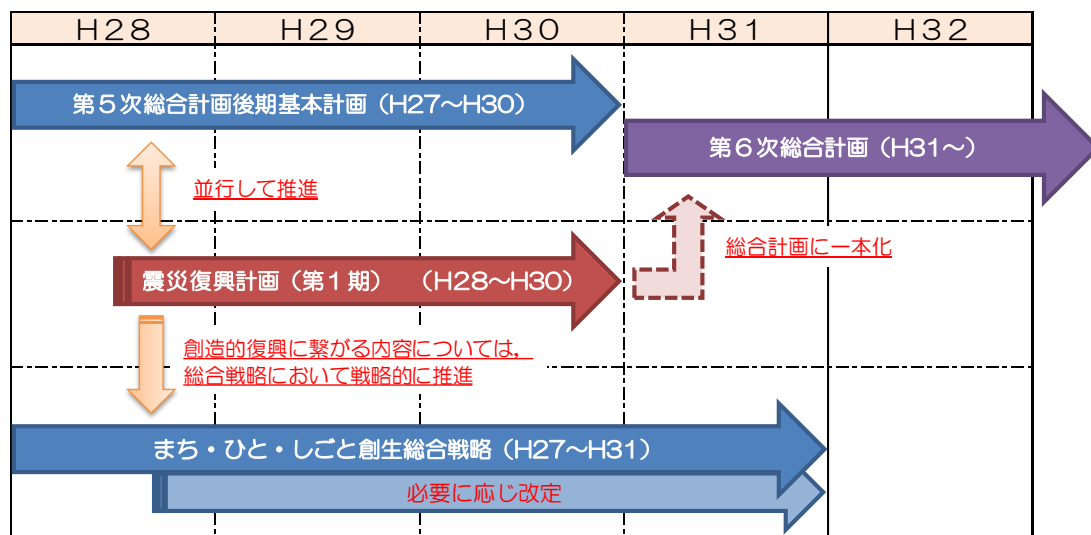
創造的な復興に向けては、以下に示す4つの施策の柱に沿って取組みを実施していくこととし、「復旧に向けた早急な対応」における取組みを継続・発展させていく予定です。それに加え、震災の記憶や、震災対応等で得られた教訓を未来へとつなげることが重要であるため、「震災の記憶・教訓の継承」について、力を入れて取り組むこととします。

なお、創造的復興に向けた具体的な施策・取組みについては、市の最上位計画である第6次総合計画（計画期間：平成31年度～）に掲載し計画を一本化することとし、継続して復興に取り組んでいきます。

【計画の基本的方向性】



【計画期間及び他計画との関係】



(1) 安心して暮らせる生活環境の構築

宇土市は、特に子育て世代から居住地として選ばれているという実績から、平成 27 年 10 月に策定した「宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「宇土市人口ビジョン」において、宇土市民や市外からの移住希望者から「選ばれ続ける」ことを目標として掲げました。

復興を進めるに当たっても、この目標を継承しながら、誰もが安心して暮らせる生活環境を構築します。内容を見直す地域防災計画や、新たに作成する総合防災マップ等により、将来起こりうる災害にも適切に対応できる仕組みを作ると共に、地域住民・地域団体による防災活動、まちづくり活動が盛んに行われるような市になることを目指します。

併せて、宇土市がこれまで進めてきた結婚、出産、子育て、教育までの切れ目ない支援の継続・充実や、住宅の耐震化促進等による安心して生活できる「すまい」支援を行っていくことで、宇土市が居住地として「これからも選ばれる」ことを目指します。

(2) 地域産業の振興と賑わいの創出

宇土市の復興には、地域経済の活性化が不可欠であるため、国・県の産業再建支援策を活用しながら震災からの早期復旧を進めていきますが、復興を進めるに当たっては、震災の影響以外にも、産業従事者の高齢化や担い手不足等といった課題についても、対策を講じていく必要があります。

農林漁業について、宇土市には、トマトやネーブル等の農産物、有明海で採れるアサリ貝や海苔等の海産物といった、味・品質ともに他には負けない地元産品があります。これら地元産品のブランド化や、特産品開発への支援、担い手の育成・確保支援を行っていくことで、農林漁業の持続的な振興を目指します。

商業について、後継者不足等により生じている空き店舗の解消や有効活用の検討、商工会等と連携した創業支援を行うことで、賑わいと豊かさがある元気な商店街の形成を目指します。

観光業について、被災した文化財や観光資源を、震災の記録を刻んだ新たな観光資源として活用するといった、マイナスをプラスに変えるような取組みを検討するとともに、圏域で一体となった観光振興を目指します。

(3)**災害に強い社会基盤の整備**

公共施設や道路、橋梁、上下水道施設等のインフラについては、市民生活や事業所の事業活動に直結するため、災害時にも各機能がマヒしないように、免震化や耐震化など災害に強い構造を推進するなど、防災機能の強化を目指します。併せて、再建する公共施設については、今後長期間利用することから、庁舎再建をはじめ、震災復興の象徴・震災記憶の継承の拠点となるような施設再建を目指します。

宇土市では、「宇土市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月までに策定し、将来の見通しや財政状況等を踏まえつつ、公共施設やインフラ（道路、橋梁、上下水道施設等）の計画的な更新を進めていくこととしています。

この計画に基づき公共施設等の管理を進めいくことと併せて、情報基盤についても、クラウド化をはじめとした災害に強いシステム構築等を進めていくことで、災害に強い社会基盤の整備を総合的に進めていきます。

また、被災時においても、迅速に正確な災害情報を発信し、市民・地域・企業・行政がスムーズに連携できるよう、情報収集体制の整備・発信力の強化に努めます。

(4)**震災の記憶・教訓の継承**

今回の震災の記憶を風化させないため、また、震災対応や復旧・復興の過程で得られた多くの教訓を今後に役立てるため、震災に関係する記録・情報を適切に保存し、将来に継承していきます。

宇土市独自の取組みについて検討を行うことはもちろん、熊本県が進める「デジタルアーカイブ事業」に連携して取り組むことで、効果的な情報の収集・管理を進めていきます。収集した情報については、宇土市における災害対応力の強化に活用するほか、他自治体においても参考としてもらえるように、市外へ向けても広く情報を発信していきます。

また、これからを担う若い世代に対しては、学校や幼稚園、保育所等と連携しながら、熊本地震の教訓について語り継ぐとともに、防災教育を推進します。このことにより、災害時に自分を守り、状況に応じ周囲の人と支え合うことができる人材の育成につなげます。

第4章 着実な復旧・復興に向けて

1. みんなの協働による推進

宇土市の復旧・復興を行っていくためには、みんな（市民、地域、企業、行政）の協働による取組みが不可欠です。

今回の震災対応等を通じて、市民、地域、企業、行政が持つ「強み」や「弱み」が見えてきました。今回の対応を教訓として、それぞれが持つ「強み」を活かし、「弱み」を補えるような仕組みを構築するため、被災状況や支援ニーズといった情報の共有を強化し、緊密に連携しながら復旧・復興の取組みを推進していきます。

また、熊本地震からの創造的復興に向けた新たな枠組みである「熊本地域プラットフォーム（※）」に参加し、民間企業の持つノウハウ等について、導入可能な内容は積極的に活用していきます。

※熊本地域プラットフォーム：熊本地震で被災した自治体を中心に構成され、各自治体の抱える課題や先行事例等を共有し、官民が連携して解決方策を検討する場

2. 国、県、遠隔自治体など多様な主体との連携

（1）国・県との連携

今回の熊本地震は、国内でも最大規模の未曾有の災害であり、被害の広域性・甚大性から、単独の市町村で対応できる範囲を大きく超えています。

本市が復旧・創造的復興を成し遂げ、地方創生の歩みを再び取り戻すためには、本市の不断の努力だけでなく、技術、人材、財政、さまざまな面での国・県との連携が不可欠です。

このため、国・県と緊密に連携しながら、早期の復旧・創造的復興を強力に推進します。

（2）遠隔自治体等との連携

熊本地震の発災以降、市内だけでなく全国から力強い支援が寄せられるとともに、様々なボランティア活動が展開されてきました。

また、発災直後から、九州管内にとどまらず遠隔自治体からも多数の職員が派遣され、本市の復旧活動に積極的に携わっていただき、現在でも支援をいただいています。

このような遠隔自治体等からの派遣職員が持つ専門知識やノウハウ，発想，行動力を最大限に活用し，市職員との相乗効果を高めながら，復旧・復興の取組みを推進していきます。

今後は，救援・復旧の中で培われた「つながり」を大切にし，将来につながるネットワークの形成も行っていきます。

3. 復興財源等の確保

(1) 復旧・復興事業への重点化

財政運営については，これまでも選択と集中により，限りある財源を有効に活用し，健全性の確保に努めてきました。今後，復旧・復興事業に多額の財政需要が見込まれますが，事業の選択と集中を進め，将来に過度の負担を残さないような財政運営を行っていきます。

また，復旧・復興を着実に推進するため，効率的な市組織の見直しや人員配置により職員個々が力を発揮し，集約できる体制づくりを行い，財源と人員を復旧・復興事業に重点化します。

(2) 国・県への働きかけ

熊本地震からの復旧・復興には，多くの財源が必要となるため，国・県の補助金等を最大限に活用するとともに，現行の補助制度における補助率のかさ上げや補助対象の拡充等を，引き続き国・県に要望していきます。

4. 計画の進捗管理

計画の実施に当たっては，限られた経営資源（ヒト，モノ，カネ，情報）を有効活用しながら，関係団体等と連携を図りつつ迅速かつ強力に復旧・復興を推進していく必要があります。

復旧・復興の進捗状況等については，市民，地域，企業，有識者会議，市議会へ情報提供・報告を行い，併せて，計画（Plan），実行（Do），評価（Check），改善（Action）のPDCAマネジメントサイクルによる事業見直しを行うことで，計画の実効性を高めます。